

平成 31 年 3 月 7 日

開設法人 代表者 様  
関係施設 施設長 様

横浜市健康福祉局高齢施設課長  
横浜市健康福祉局高齢施設整備担当課長

非常用自家発電設備整備事業及びブロック塀改修支援事業に係る  
事前エントリーについて

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、国の平成 31 年度当初予算について、国（厚生労働省）が所管する「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）」における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業及びブロック塀改修支援事業に係る協議の案内が厚生労働省よりありました。このため、当該補助事業に係る事前エントリーの受付を行います。

1 対象事業及び対象事業所について

(1) 対象事業及び対象事業所

① 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

対象事業所：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

② 高齢者施設等のブロック塀改修支援事業（安全対策強化事業）

対象事業所：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム

（事業の詳細は厚生労働省からの資料「(別紙) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」をご確認ください。）

※ 次の内容の工事及び経費は**補助対象外**です。

- ・ 設計費、事前調査費、耐震診断費
- ・ 監理委託費
- ・ 備品購入費（ただし、①の「非常用自家発電設備」は対象となります。）

2 提出書類

- (1) 別紙「事前エントリー票」（事業ごとに分かれていますので、該当するものを使用してください）
- (2) 平面図の写し（当該事業所全てのフロア（階）の分）及び位置図の写し（現況及び改修箇所が分かるもの）
- (3) 写真（現況及び改修箇所が分かるもの）
- (4) 見積書（公的機関、工事請負業者）※公的機関で見積もりができない場合は民間 2 社以上

3 提出期限

平成 31 年 3 月 19 日（火）（**必着**）（締切後に提出された書類については、受付を行いません。）

裏面あり

#### 4 提出方法

事前エントリー票に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付の上、ご提出ください。

提出書類の受付は窓口又は郵送で行います。

なお、事前エントリー票及び2の添付書類は、書面とデータの両方を上記期限までに提出してください  
(データの送付先：kf-shisetsu@city.yokohama.jp)。

(1) 窓口で提出する場合

事前に来庁日時をお約束のうえ、市庁舎（横浜市中区港町1-1）8階高齢施設課までお越しください。

(2) 郵送で提出する場合

次のあて先までご郵送ください。

〒231-0017

横浜市中区港町1-1 健康福祉局高齢施設課

「非常用自家発電設備」又は「ブロック塀改修等」（該当する方を記載）補助事業担当あて

#### 5 注意事項等

(1) 本事業は、国（厚生労働省）の交付金を活用するため、国との協議の結果、当該補助事業に係る計画が採択されること等が条件となります。期限までに必要書類を提出された場合であっても、書類の提出をもって補助事業者としての選定を確約するものではありません。

(2) 本事業の実施は、本市の平成31年度予算の成立が条件となります。

(3) 事前エントリー事業所数が予算を大幅に超過した場合は、事業が実施できない場合があります。

(4) 当該補助事業は、国（厚生労働省）の交付金を活用するため、ご提出いただいた事前エントリー票の情報や図面を国へ提出することがあります。あらかじめご了承ください。

(5) 補助事業者として選定された後、補助金交付を受けるにあたっては、施工事業者を入札や見積もり合わせて選定していただく等、本市所定の条件があります。

(6) 提出書類の返却はいたしませんので、必ず作成者用の控えを作成してください。

(7) 事前エントリー票は、次の本市ホームページよりダウンロードすることができます。

【URL】 <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/kaigo/block.html>

健康福祉局高齢施設課

非常用自家発電設備整備事業担当（施設運営係）

電話：045-671-4117

ブロック塀改修支援事業担当（施設整備係）

電話：045-671-4119